



令和3年7月20日

【照会先】

栃木労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 幸田 和則

指導係長 田島 俊宏

(電話) 028-633-2795 (FAX) 028-637-5998

報道関係者 各位

えるぼし認定企業に株式会社足利銀行を認定

～県内「えるぼし」認定企業13社に～

《認定マーク「えるぼし」》

栃木労働局（局長 ^{ふじなみ たつや} 藤浪 竜哉）では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という）に基づく認定企業（えるぼし認定企業※）として、株式会社足利銀行を認定しました。同社の認定段階は3段階目です。これで県内のえるぼし認定企業は、**計13社**になりました。



☆株式会社足利銀行

（宇都宮市、取締役頭取 ^{しみず かずゆき} 清水 和幸）

（※）「えるぼし認定企業」とは・・・

- 女性活躍推進法に基づく行動計画の策定、策定した旨の届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組（採用、就業継続、管理職登用など）の実施状況等が優良な事業主は、都道府県労働局長への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。
- 認定は取組の実施状況により、3段階あります。
- 認定を受けた事業主は、厚生労働大臣が定める認定マーク「えるぼし」を商品や広告などに付すことができ、女性活躍推進事業主であることをPRすることにより、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につながることを期待できます。

【えるぼし認定企業の取組】

株式会社足利銀行（金融業、保険業、労働者 4,421 名）

認定年月日

令和 3 年 7 月 16 日

行動計画期間

平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日

取組内容

えるぼし 3 段階目の申請。以下の 5 つの評価項目が基準を満たしている。

【評価項目 1：採用（区）】について

正社員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること。

正社員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること。

【評価項目 2：継続就業（区）】について

「女性労働者の平均継続勤続年数」÷「男性労働者の平均継続勤続年数」が、雇用管理区分ごとにそれぞれ 7 割以上であること。

【評価項目 3：労働時間等の働き方（区）】について

雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て 45 時間未満であること。

【評価項目 4：管理職比率】について

直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること。

【評価項目 5：多様なキャリアコース】について

女性の非正社員から正社員への転換（派遣労働者からの雇入れ）：25 人

女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換：13 人

過去に在席した女性の正社員としての再雇用：1 人

おおむね 30 歳以上の女性の正社員としての採用：8 人

<参考資料>

別添 1 女性活躍推進法に基づくえるぼし認定 プラチナえるぼし認定のご案内

別添 2 栃木労働局管内の「えるぼし」認定企業一覧